

65歳までの 継続雇用義務化!

高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、65歳までの安定した雇用を確保するため、65歳未満の定年を定めている事業主は平成18年4月1日から62歳（最終的には65歳）までの定年の引上げ・継続雇用制度の導入等の措置を講じることが義務化されます。

なお、年齢は段階的に上げられます。

時 期	定 年
平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	62歳
平成19年4月1日 ～平成22年3月31日	63歳
平成22年4月1日 ～平成25年3月31日	64歳
平成25年4月1日以降	65歳

※問い合わせ先

千葉労働局職業対策課

☎043-202-5132

ご存知ですか？青色申告

●青色申告とは

毎日の取引を正確に記帳し、その帳簿に基づいて正しく所得金額や所得税額を計算して、申告する制度です。青色申告をされる方は、税金の計算を行う上で、いろいろな特典が受けられます。

●青色申告の手続き

必要な帳簿を作成するとともに「青色申告承認申請書」を青色申告しようとする年の3月15日まで（新たに事業を始めた方は、開業した日から2か月以内）に税務署へ提出してください。

●青色申告には、白色申告では認められていない多くの特典があります。

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業専従者給与
- ③純損失の繰越控除
- ④純損失の繰戻し

★白色申告の方で前々年分又は前年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える方にも所得税法上の記帳が義務づけられています。

★消費税及び地方消費税の申告において、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿と請求書等両方の保存が必要です。

※問い合わせ先

東金税務署 ☎0475-52-3121

年末・年始の業務

▼可燃ごみ収集

年末 12月29日(木)まで
年始 1月5日(木)から

▼自己によるごみの持込

年末 12月27日(火)まで
年始 1月4日(水)から

▼資源・不燃・有害ごみ収集

年始 1月10日(火)

▼粗大ごみ戸別収集

年末 12月22日(木)まで
年始 1月20日(金)から

※問い合わせ先
(申し込みが必要です)

山武郡環境衛生事業振興組合 ☎86-3516

▼し尿収集(申し込み)

年末 12月28日(水)まで
年始 1月4日(水)から

※問い合わせ先

山武郡市広域行政組合 ☎0475-540531

▼火葬

年末 12月31日(土)まで
年始 1月4日(水)から

※問い合わせ先

山武郡市広域行政組合 ☎0475-556360

▼ペット(犬・猫)の引取り

年末 12月21日(水)まで
年始 1月4日(水)から

※問い合わせ先

山武健康福祉センター ☎0475-540611

【問い合わせ先】

住民課環境衛生係 ☎828815